

地方消費者行政への国の財政支援の継続と 拡充を求める意見書

2009年に、消費者庁・消費者委員会が創設された際、消費者行政推進基本計画に基づき、自治体の消費者行政、特に消費生活センター等で行われている消費生活相談の充実強化に向けて、地方消費者行政活性化交付金（2009年度～2011年度）、地方消費者行政推進交付金（2012年度～2017年度、以下「推進交付金」という。）と、国による財政支援策が実施されてきた。推進交付金については、2017年に自治体ごとに交付金の活用期限（原則として事業開始から7年間、小規模自治体は9年間等）が定められ、全国的にその活用期限が迫っている。しかし、小規模自治体を中心に、消費者行政のための自主財源を十分に確保できていない自治体は少なくない。また、消費者教育、啓発活動、見守りネットワークの構築など、消費者行政・消費生活相談員に求められる役割は増加しており、情報技術の進展等から、消費生活相談員に求められる能力もさらに専門化している。

従って、消費生活相談員による相談体制を維持していくために、国は、推進事業に対する交付金の交付期限を延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費や研修費等にも充てることができる、新しい交付金等の財政支援を早急に措置すべきである。

また、消費者行政のための自主財源を十分に確保できていない自治体が少なくないことを考えれば、自治体を実施する消費者行政に係る事務のうち、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについては、消費者安全法第46条及び地方財政法第10条を改正し、国が、恒久的に、その経費の全部又は相当部分について、財政負担を行うものと位置付けるべきである。

さらに、現在、消費者庁はP I O－N E Tを刷新し、消費者向けウェブサイトや相談支援システム、相談分析、情報提供システム等のシステム基盤の整備を行うというデジタル化計画について2026年度移行をめざして進めている。P I O－N E Tに登録される情報は、相談現場における助言・あっせんのための情報としての役割以外に、法執行の端緒や立法政策の根拠ともなるものである。地方消費者行政における財政状況を考えれば、その運営にかかる費用は、国がその費用を全額負担すべきであり、少なくとも交付金等によって相当部分を国が措置すべきである。

よって、政府におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、措置されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣	各宛
総務大臣	
財務大臣	
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	